

# 過疎地域持続的発展計画の策定について

企画政策課

## 1 趣旨

令和3年4月1日に琴浦町(旧赤碕町)が過疎地域に指定されたことから、新たに過疎地域持続的発展計画を策定する。

## 2 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

## 3 内容

### (1) 項目

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特措法」により規定されたもの

- 1 基本的な事項(人口及び産業の推移と動向、基本方針等)
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 3 産業の振興 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8 医療の確保
- 9 教育の振興 10 集落の整備 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の促進 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (2) 財政措置

- ・国の補助率かさ上げ
- ・過疎対策事業債の活用
- ・公共施設管理計画と整合を図り、健全な財政運営を行う。

## 4 計画策定の基本方針

- 特に赤碕地区で進行している人口減少・少子高齢化対策のため、空き家を活用した移住定住施策、関係人口創出・拡大をすすめ、地域の空洞化を留める。
- 通院・買い物に必要な地域交通の確保、地域防災の充実など、中山間地域でも安心して暮らし続けることができるよう、地域運営組織を主体とした新たなコミュニティの形づくりに取り組む。
- 船上山、鳴り石の浜、河本家住宅など個性豊かな観光資源を活かし、道の駅琴の浦、ポート赤碕といった2つの道の駅の機能強化を核として人を地域の中に呼び込む観光を展開する。
- 農林水産業へのデジタル技術導入や、ブランド化によりミニトマト、エリザベスメロン、養殖漁業などの赤碕地域の自然の恵みを活かした産業振興を図る。
- 旧小学校校舎の改修など既存施設の複合化と長寿命化により地域における小さな拠点を整備し、ヒト・モノ・カネの好循環を実現する。
- 保健・福祉の向上や医療体制の確保により地域の安心な暮らしを守る。
- デジタル教材の導入やふるさとを誇りに思う教育を実践し、たくましく活躍できる人づくりを進める。

## 5 スケジュール案

- ・ 5月13日 第1回策定チーム会議(策定作業開始)
- ・ 6月 行政懇談会にて概要説明、意見聴取
- ・ 6月下旬 第2回策定チーム会議(素案作成)
- ・ 7月中旬 パブリックコメント
- ・ 8月 第3回策定チーム会議(最終素案作成)
- ・ 9月 議会に上程

# 琴浦町過疎地域持続的発展計画の策定

## ○旧法からの変更点

### (1) 名称の変更

(変更後) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

(変更前) 過疎地域自立促進特別法

「過疎地域の持続的発展」とは

「過疎地域における**持続可能な地域社会の形成**及び**地域資源等を活用した地域活力の更なる向上**」

### (2) 計画の目標設定、達成状況の評価に関する事項が追加

人口目標、各分野毎の目標を設定し、PDCAサイクルによる達成状況評価の実施、公表を規定

### (3) 計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映（委員会決議）

## ○琴浦町の過疎要件（旧赤碕町）※人口要件のいずれか、かつ、財政力要件を満たす

種類	指標	期間	基準数値	旧赤碕町の数値	該当
人口要件（長期①）	人口減少率	S50→H27	28%以上減少 ※財政力指数0.40以下の場合は23%以上に緩和	27.7%減少	○
人口要件（長期②） ※高齢者比率又は若年層比率を満たす場合に人口減少率を緩和	高齢者比率	H27	35%以上	35.2%	○
	若年層比率	H27	11%以下	10.9%	
	人口減少率	S50→H27	23%以上減少	27.7%減少	
人口要件（中期）	人口減少率	H2→H27	21%以上減少	23.9%減少	○
財政力要件	財政力指数	H29～R1	0.51以下	0.31（琴浦町）	○

## ○特別措置法の抜粋

**赤字**は新法で追加、変更された部分（注目すべき項目）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の**持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上**、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（過疎地域の持続的発展のための対策の目標）

第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 **移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。**
- 二 **企業の立地の促進**、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、**情報通信産業の振興**、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて**安定的な雇用機会を拡充**すること。
- 三 **通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。**
- 四 道路その他の交通施設等の整備及び**住民の日常的な移動のための交通手段の確保**を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の**交通の機能を確保し、及び向上**させること。
- 五 生活環境の整備、**子育て環境の確保**、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。
- 六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。
- 七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における**再生可能エネルギーの利用の推進**等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。